

第234回

広島県都市計画審議会議事録

日時 平成27年2月9日(月)10:00～10:50

場所 広島県庁北館4階 第3委員会室

目 次

第234回広島県都市計画審議会全体審議.....	1
1 開会.....	1
2 議事.....	2
第1号議案 広島圏都市計画道路の変更について	2
第2号議案 東広島都市計画道路の変更について	2
第3号議案 広島県都市計画審議会運営規定の改正について.....	8
第4号議案 広島県都市計画審議会における土地区画整理法に係る口頭意見陳述 の迅速化について	13

広島県

第234回広島県都市計画審議会全体審議

1 開会

開会 10:00

○司会 お待たせしました。ただ今から、第234回広島県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは資料の確認をさせていただきます。本日お手元にお配りしております資料は、審議会次第、委員名簿、配席表、資料1のスライド資料、資料2-1 情報公開の推進に関するアンケート結果と事務局の考え方、資料2-2 広島県都市計画審議会における情報公開の推進について、資料2-3 広島県都市計画審議会の運営に関する関係法規集、資料3 事業計画に係る意見書の取扱手続きの概要でございます。なお最後にお配りした資料は、事前に送付した議案集の107ページから111ページにおきまして、一部文言の修正がございましたので、改めて配布しております。委員及び幹事の皆様には、大変お手数をお掛けいたしますが、差し替えをよろしくお願いいたします。

また、事前に送付した資料としては、議案集、議案の概要書、参考資料がございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会の進行は、審議会運営規程第5条により、会長が「会の議長」となっております。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 皆さんおはようございます。それでは、議事に入ります。会の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席委員は、予定では15名、現在14名出席いただいております。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条の規定により、この会は有効に成立いたします。

それでは、第234回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、A委員とB委員をお願いいたします。

2 議事

第1号議案 広島圏都市計画道路の変更について

第2号議案 東広島都市計画道路の変更について

○会長 では、議案の審議に入ります。

本日は、付議案件は4件ございます。

それでは、第1号議案及び第2号議案につきましては、関連のある内容ですので、併せて事務局から説明をお願いします。

○事務局 第1号議案の「広島圏都市計画道路 東広島呉自動車道及び本通仁方線の変更」、第2号議案の「東広島都市計画道路 東広島呉自動車道の変更」について御説明いたします。

第1号議案と第2号議案は、ともに東広島呉自動車道に関連した変更ですので、一括して御説明します。

議案集は1ページからですが、スライドで説明いたします。なお、お手元の資料1のスライド資料では1ページからとなります。説明時間は約13分を予定しております。

スクリーンには、東広島呉自動車道の路線位置図を示しています。右が東広島側、左が呉市側となっています。

東広島呉自動車道は、広島中央テクノポリス地域の中心都市である東広島市と呉市を結ぶ幹線道路の機能強化を図るため、山陽自動車道から国道185号までの間の国道375号のバイパスとして、平成2年に都市計画決定した延長約32.8kmの自動車専用道路です。

当路線は、平成2年に都市計画決定した後、平成17年には、有料道路制度によらない整備手法へ変更したことから、区域の変更を行っており、平成25年には東広島都市計画区域と黒瀬都市計画区域の統合に伴い、路線を統合する変更を行っています。

また、当路線は、平成3年に事業を開始し、平成19年に上三永インターチェンジから馬木インターチェンジの区間、平成22年に高屋ジャンクション・インターチェンジから上三永インターチェンジの区間、平成24年に黒瀬インターチェンジから阿賀インターチェンジの区間において、2車線で供用が行われています。

残る区間である馬木インターチェンジから黒瀬インターチェンジの区間については、来月15日に供用される予定であり、2車線で全線開通する予定となっています。

今回の変更は、土質調査の結果、脆弱な地盤であることが判明した長大法面区間につい

て、安全確保のため長大法面を縮小したことによる変更、土石流の危険性のある区間について対策の基準の見直しが行われたことによる構造の変更、阿賀インターチェンジにおける出入り口の計画の変更、及び、事業実施において行われた詳細測量や土質調査などを行い、現地精査を行ったことによる道路法面等の区域の変更です。

なお、この段階で都市計画の変更を行うのは、事業実施の過程で4車線整備に対する道路計画が概ね固まったことによります。

それでは、変更理由について御説明します。

安全確保のため長大法面を縮小したことによる変更について御説明します。スクリーンには変更箇所的位置を示しています。

スクリーンは、変更前の平面図です。茶色に着色しているところが道路面であり、丸で囲った範囲に長大法面が存在しています。変更を行う区間では、地質調査の結果、スクリーンにおいて紫色に着色した部分の基盤岩に岩質の劣化した脆弱帯が存在し、長大法面とすると法面崩壊や落石等のリスクとなることが明らかとなりました。

このため、変更前は青のラインのように長大法面を計画していましたが、法面部の安全確保のため、脆弱帯を避けて、赤色のラインのように法面を縮小するよう、計画道路面の高さを上げる縦断計画の見直しを行ったもので、約2.9キロメートルの間の縦断線形を変更しています。

この変更に伴い、区域を変更しています。

こちらは、変更の内容を示す新旧対照図です。網掛けが削除する区域、ドットの区域が現計画どおりの区域です。

次に、土石流の危険性のある区間について、対策の基準の見直しが行われたことによる構造の変更について御説明します。

スクリーンには変更箇所的位置を示しています。

変更を行う区間は、傾斜地に溪流が存在し、土石流の危険がある地形でしたが、こうした地形において土石流が発生する可能性について、十分認識されておらず、上段の変更前の左側の平面図の、赤い丸で囲んだ区間について、右側の横断図に示すように、盛土構造により計画されていました。

しかし、平成17年9月に山陽自動車道において発生した盛土法面崩壊事故の後、盛土では危険がある地形について、対策の基準の見直しが行われたことから、下段の変更後の左側の平面図の赤い丸で囲んだ区間を、右側の横断図に示すように、橋梁構造へと計画を

変更しました。

こちらは、変更の内容を示す新旧対照図で、赤丸で囲った部分が盛土構造から橋梁構造に変更した部分です。灰色で塗っている区域が追加する区域、網掛けが削除する区域、ドットの区域が現計画どおりの区域です。

次に、阿賀インターチェンジにおける出入り口の計画の変更について御説明します。スクリーンには変更箇所の位置を示しています。

こちらは、変更前の阿賀インターチェンジの平面図です。左側が呉市中心部方面、右側が広方面です。接続先は国道185号です。当路線への流入は、青色の矢印に示すとおり、ランプや先小倉交差点を通じて、3方向から可能となっています。東広島呉自動車道からの流出は、赤色の矢印に示すとおり、ランプを通じて呉市中心部及び広方面の東西方向にのみ可能な計画となっています。

変更前の計画では、当路線から国道185号より南側の地域への通行は、国道185号を経由して行うこととしていました。その後、阿賀マリノポリス地区が平成18年度に竣工し、呉市においても企業への助成を行うなど産業集積を進めていることや、平成22年度には阿賀マリノ大橋が供用するなど、アクセスの向上を図る必要が生じています。

このため、変更前は、図の赤い矢印で示すように、ランプを通じて呉市中心部及び広方面にのみ流出が可能な計画でしたが、右側の図のように計画を変更し、太い波線で囲った部分のオレンジ色に着色した区域を追加し、黄色に着色した市道から先小倉交差点を通過して、3方向に流出が可能となる計画としています。

また、当路線の計画の変更に伴い、隣接する市道の阿賀中央町田線についても計画の変更を行っています。

スクリーンには、阿賀インターチェンジの現在の写真を示しています。現況では、本線から国道185号に交差点で接続しており、ランプについては未施工となっています。

こちらは、変更の内容を示す新旧対照図です。灰色で塗っている区域が追加する区域、網掛けが削除する区域、ドットの区域が現計画どおりの区域です。

その他、全線について、詳細測量や土質調査などを行った結果、地形や地盤の状況を確認し現地精査を行ったことによる区域の変更を行っています。

スクリーンには、変更の例示となる横断図を示しています。当初計画時には茶色の破線を地盤線として計画を行っていました。その後、詳細測量を行った結果、茶色の実線が実際の地盤線であったことから、これに合わせて計画を見直し、区域の変更を行っています。

また、現地精査による区域の変更には、スクリーンに示すような側道計画との調整による区域の削除の例を示しています。

側道については、変更前の計画では、本線の管理施設として必要な区域としていましたが、本線と側道の区域が確定し、側道が法面を含めて市道として管理される部分については、自動車専用道である当路線の区域から削除することとしています。

なお、現地精査による区域変更の内容を示す新旧対照図については、変更区間が多いことから、議案集にある付図により御覧ください。

こちらは、一般部の標準断面図です。

こちらは、橋梁部の標準断面図です。

こちらは、トンネル部の標準断面図です。

続きまして、スクリーンには、本通仁方線の路線位置図を示しています。本通仁方線は、呉市の中心部と仁方地区を結ぶ都市の骨格をなす主要な幹線道路として、国道185号の一部区間を昭和21年に都市計画決定した路線です。

今回の変更は、先程御説明した、東広島呉自動車道が先小倉交差点に接続したことによる交差点計画の変更に伴い、区域の一部を変更するものです。

こちらは変更の内容を示す新旧対照図です。網掛けが削除する区域、ドットの区域が現計画どおりの区域です。交差点計画の変更に合わせて、隅切り計画の見直しを行ったことから、区域の削除を行っています。

こちらは、変更区間の標準断面図です。

以上が変更の内容です。

本案について、平成27年1月5日から1月19日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

変更案について、呉市及び東広島市から、異存のない旨の回答をいただいております。

また、阿賀インターチェンジにおいて、当路線と接している市決定の阿賀中央町田線の変更については、1月26日の呉市都市計画審議会において審議され、当該都市計画の変更について、適当である旨を答申されています。

以上で第1号及び第2号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等いただきたいのですが、その前に一つ確認させていただいてよろしいでしょうか。

東広島呉自動車道は、3月に全線開通をするということですが、大半の区間は既に供用開始されていると。今説明のあったものは、もう供用開始をされている区間について、今の時点で変更するものも含まれているということですね。

○事務局 はい。ただし、全線開通といいましても、計画では4車線でしたが、2車線での施工がなされて、都市計画の幅の中で事業が実施されていますけれども、4車線計画として見直した場合に、このたびのような変更を生じるということです。

○会長 ありがとうございます。失礼しました。ただ今の質問について、何か御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。

○C委員 2つ質問があります。1つ目は、先ほどありました東広島呉道路の長大法面の話です。要するに、削る深さを浅くすることによって、劣化岩盤を避けることができるということだと思のですが、その説明をもう少ししていただけませんか。

○事務局 これが先ほど説明したものです。上にある黒い線が地盤線で、それから計画縦断まで彫り込んでいくと、青い線のところまでの掘り込みが必要になります。そうしますと、この区間に、この断面で見ると6段の法面が生じるわけですが、それが計画の道路面を上げることによって、掘削の深さが浅くなる。そういった関係で、この脆弱帯の位置を避けて法面を形成することができます。これが縦断図での御説明になりますが、現計画では青色のラインで、道路の縦断的な勾配が決定されていましたが、この区域で脆弱帯が発見されたことから、道路縦断を見直して、赤の線に全体を上げています。そのために、この区間がトンネルになりますが、標準値では3%あったところを、4%として全体の計画を上げた形になります。

○C委員 その図でいうと、どこが脆弱な岩盤なのですか。

○事務局 この辺りが脆弱があった部分です。

○C委員 それで避けたことになっているのですか。

○事務局 それで掘削深さを上げたことにより、脆弱帯がこういったところにありますと、それが表面に出ずに、地山の中にありますので、それを抑えることができるというふうに、表面に露出せずに、風化も防げて、将来のリスクを軽減できると考えています。

○C委員 ありがとうございます。それに伴って、道路幅員の変更や、クリアランスが狭くなるということはないのですね。

○事務局 道路幅員については、計画幅員をこの幅で確保していますので、そこを縮めるといったことはありません。それから、オーバーの部分についても、特に支障となる物件はあ

りませんので、問題ないと考えています。

○C委員 ありがとうございます。2点目は、阿賀のランプのところですが、結局のところ、シミュレーションしたら、安全性と円滑性は高まるのですか。

○事務局 もともと、変更前でいくと、東広島呉自動車道については、ランプを通じて東方面と西方面だけにしか行けなかったところが、当初は、こちらの交差点に平面で下ろすと、かなり交通の負荷がかかるということだったのですが、その後、将来シミュレーションをやり直して、さらにこの部分で平面交差することによって、直進で南方向へ行けます。これは、阿賀マリノ大橋を通過して、呉市南部へさらに進むことができるという利便性の向上が見込まれることがあり、計画を検討したわけですが、ここに平面の市道、東広島呉自動車道からランプを通じてこの交差点に持ち込んでも、交通容量的には持つという計算結果を得ています。

○C委員 ですから、結局、渋滞長は何メートルくらいになるか、事故のリスクはどのくらい減ったかという数字はありますか。

○事務局 渋滞長や事故のリスクについては、そこまで詳細な検討はしておりませんが、まず、交通の円滑性の面からいきますと、こちらを下ろすことによって、南部方面に行きますと、この県道経由で行くことになり、この県道負荷がかかることとなりますが、既にここに改良されたマリノ大橋がありますので、こちらを通ることによって、南部地域については、円滑に行くことができます。

それから、従来、この工業地帯についても、こういった県道経由でないとこの地域には入れなかったわけですが、それを、直接この地域に、東広島呉自動車道から降りることができますので、円滑性は増しています。その円滑性に対して、平面交差点の負荷がかかる、ここに平面交差点の方へ、東広島呉自動車道から下ろすことによって、この交差点に負荷がかかりますが、計算上は、この区間に対しては交差点容量は持つということです。大変申し訳ありませんが、渋滞長については、十分な検討結果を今手元に持っておりません。

○C委員 ありがとうございます。御提案に反対しているわけではありませんが、もうちょっと、エビデンスとしては、正確な、定量的な数字を出した方がいいのではないかと思います。

○会長 何か、それについての回答はよろしいですか。

ありがとうございます。その他、御質問、御意見等ありますでしょうか。

(質問・意見なし)

○会長 よろしいでしょうか。他に御意見は特にございませんようですから、第1号議案及び第2号議案につきまして、原案通りと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 異議なしということですので、第1号議案及び第2号議案は原案通りといたします。ありがとうございました。

第3号議案 広島県都市計画審議会運営規程の改正について

○会長 続きまして、第3号議案を事務局から説明していただきます。

本議案につきましては、昨年12月16日にアンケートを実施してもらっております。その中で、委員の皆様からいただいた御意見と、それに対する事務局の考え方を御用意いただいておりますので、まずその説明を受け、御意見を伺った後、改めてどのような取扱いにするか、という順序で御説明いただきたいと思います。

それでは、まずアンケート調査の結果等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第3号議案の「広島県都市計画審議会運営規程の改正」について、御説明いたします。

本議案は、都市計画審議会における情報公開の推進に関して、本議会の運営について定めている、広島県都市計画審議会運営規程の改正を行うものです。

説明は議案集と、本日お手元に配布しております資料2-1及び資料2-2を用いて行います。資料2-3については、参考に関係法令の抜粋を掲載しております。

本議案を付議するにあたりまして、昨年11月に開催した第233回都市計画審議会で、「広島県都市計画審議会における情報公開の推進について」御提案し、会議の公開等に係る検討を行うため、平成26年12月16日付けで、全委員23名を対象としたアンケートを実施しました。

それでは、先程会長から御説明がありましており、このアンケートに対して、委員の皆様からいただいた御意見と、事務局の考え方について、御説明いたします。

アンケートについての御説明で約10分、その後、運営規程の改正について約3分の御説明を予定しております。

資料2-1の1ページを御覧ください。問1の情報公開の内容ですが、「審議の状況について、現在、原則非公開としている審議を、傍聴により原則公開とする」ことや、「議事録で非公開としている発言者名を記載する」ことについて4つの御意見がございました。

まず1つ目の意見として、「原則賛成。公開方法に関して、省庁では、インターネット公開されているものが多いが、県の広報はどのような対応か」という御意見がありました。

現在は、県のホームページへ「付議事項、議決結果、議事録」を掲載しています。これらのうち、議事録につきましては、発言者名を非公開としておりますが、会議の傍聴を認めた場合から、発言者名を記載する予定としております。

他の3つの御意見ですが、情報公開に対する前向きな御意見をいただいたと考えています。

次に2ページを御覧ください。問2は、審議会に提出する意見書の取扱いについてですが、次の意見がございました。

「土地区画整理法も都市計画法と同じでよいと思う。土地区画整理の事業計画等に対する意見書の取扱いで、『不開示情報が含まれる場合は、審議を非公開とする』の部分を、『個人情報等の取扱いに留意した上で、意見書の要旨として審議会へ提出する』としてはどうか。その理由は、公益のために決定されたものについて、利益に関する申立てがあるのであれば、個人が特定されない方法で、そういう異議があること、その異議の内容、審議会の判断などを開示することは、県の都市計画、区画整理、公益と私益のバランスについての姿勢を表明することになるため」という御意見です。

事務局の考え方は、土地区画整理法第55条に係る事業計画に対する意見書の内容を審議会で審査する場合は、同条第3項の規定により「意見書」そのものを審議会へ付議することとされていることから、これまで審議会におきましても、意見書そのものを付議してまいりました。また、審議会公開における意見書の取扱いにつきましては、土地区画整理事業は、個々の利害関係者に大きな影響を与える事業であることから、利害関係者の意見が適切な審査を受ける権利に十分配慮を行い、意見書本文には手を加えず、審査を行うことが必要と考えており、このため、個人情報等の不開示情報が含まれるかどうか判断を行い、含まれる場合は、審議を非公開とすることが適切と考えております。

次に3ページを御覧ください。問3は、その他情報公開に関する自由意見で、3つの意見

がございました。

1つ目の意見として、「私権に制限をかける審議では、委員の自由な発言の場を確保する必要があるのではないか」という意見です。

私権を制限する案件についても、透明性の高い公開の会議により審議することが望ましいと考えていますが、委員への圧力、その他議事の妨害等により、委員の率直な意見交換による公正な意志決定に支障が生じる恐れがある場合は、改正後の運営規程に基づき、会議を非公開にすることで配慮できると考えております。

2つ目の意見として、「他県で特例とした『貴重な生物の生息場所等』のような案件が発生することもあるかと思う。個人情報も含め、非公開の判断はどこがどの時点で実施されるのか」という御意見です。

事務局の考え方は、会議の非公開については、議長が審議会に諮って決定することとしてはどうかと考えております。

ここで資料2-2の2ページを御覧ください。運営規程第6条第1項で非公開とすることができる広島県情報公開条例第10条各号に該当する不開示情報のうち、本審議会において想定される事例を記載しております。

第10条第1号の法令秘情報については、環境影響評価に係る審議において、希少生物の生息・生育に関する情報が含まれる場合が想定されます。類似の案件を取扱う、広島県環境影響評価技術審査会においては、このような不開示情報が出ない形で資料を公開しており、審議を原則公開としております。これと同様に、本審議会においても、不開示情報に留意した運用とすることで、審議を原則公開したいと考えております。

第10条第2号の個人情報については、土地区画整理の事業計画等に対する意見書の審議において、個人に関する情報が含まれる場合が想定されます。先ほど、土地区画整理に関する意見書の取扱いの中でも御説明しましたが、この場合、意見書の本文に個人に関する情報等の不開示情報が含まれる場合には、審議を非公開とすることが適切と考えております。

非公開とする場合の事務の流れについては、下段に掲載した図で御説明します。まず、審議会へ諮る案件については、予め、事務局において内容に不開示情報が含まれるかどうかについて調査します。御審議いただく内容に、広島県情報公開条例に規定する不開示情報が含まれる場合は、会長と協議し、議案送付時に併せて全委員に対し意見照会を行います。そして、審議会の当日、冒頭で会議に諮って、最終的に非公開を決定してはどうかと

考えております。

また、原則どおり、公開の案件については、意見照会は行いませんが、議案送付時に併せて公開する旨を連絡し、委員から「非公開とすべき」との提案があった場合には、審議会当日、冒頭で会議に諮って決定してはどうかと考えております。

3つ目は、「原則公開とするべき」との前向きな御意見がございました。

皆様からいただいた意見と、事務局の考え方についての説明は以上です。

○**会長** ありがとうございます。御説明がありましたように、アンケートの皆様それぞれの御意見に対して、それぞれ事務局の考え方のところに記載されているような取扱いにしてはどうかとの御説明があったわけですが、この件について、何か御質問や御意見があればお願いいたします。

(質問・意見なし)

○**会長** 今の御説明で問題ないということでしたら、皆様の御理解が得られたと判断して、次に、審議会運営規程の改正内容について、事務局から説明を受けたいと思います。

○**事務局** それでは、本運営規程の改正内容について御説明します。ここからの説明は、引き続き資料2-2と議案集を用いて行います。

まず、議案集の101ページを御覧ください。本運営規程の改正に伴う新旧対照表です。表の左側が改正案で、右側が現行の規程です。変更する箇所について、条文ごとに説明を行います。

第6条の規定を御覧ください。第6条は、会議の公開に関する規定であり、第1項において、会議は原則として公開することとし、ただし書きにおいて、会議を非公開とする場合として、「広島県情報公開条例第10条各号に規定する不開示情報を含む案件を審議するとき」と、「第1号以外に審議会が非公開とする旨を議決したとき」は、会議を非公開とすることができるとしております。

第2項は、会議を非公開とする場合の手続きを定めるものであり、前項第1号の「広島県情報公開条例第10条各号に規定する不開示情報に該当する場合」又は、「委員から非公開とする旨の提案があったとき」は、「議長が会議に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる」としております。

第3項は、会議の傍聴に関する規定であり、傍聴者の定員や注意事項等については、

「知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則」による運用をすることとしております。

資料2-2の3ページへ、傍聴に関する取扱いを掲載しております。

第4項は、傍聴に関する取扱いについて、「その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める」ものとしております。

第8条第3項についてです。この規定は、現在、非公開としている議事録の発言者名についても、「原則として公開」するものです。

第13条についてです。この規定は、部会においても、傍聴による原則公開とし、議事録の発言者指名を記載する等の運用について、「第6条及び第8条の規定を準用する」ものです。

議案集の97ページに、この改正に関する議案を示しております。

なお、施行期日は平成27年4月1日を予定しております。

以上で「広島県都市計画審議会運営規程の改正について」の説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。今回の議案としては、27ページに示されたものが議案として上がってきているということです。その内容として、今御説明があったように、103ページ以降は改正後の全文掲載ですね。ですので、その中で今回改正してはどうかというものが、101ページに新旧対照ということで挙げられています。ではこれにつきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

前回、今回にわたりまして、慎重に御審議、御検討いただいたことと思いますので、特にないようでしたら、第3号議案につきまして、原案どおりと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。御異議ありませんので、第3号議案は原案通りといたします。

第4号議案 広島県都市計画審議会における土地区画整理法に係る口頭意見陳述の迅速化について

○会長 続いて、第4号議案を事務局から御説明をお願いします。

○事務局 第4号議案について御説明します。冒頭でも御説明したように、大変申し訳ありませんが、議案集107ページから差し替えを用意しておりますので、御覧いただきながらお願いします。

「広島県都市計画審議会における土地区画整理法に係る口頭意見陳述の迅速化について」の御説明です。説明時間は約4分を予定しております。説明は、議案集と資料3で行いますが、基本的にはスライドを御覧いただければと思います。

まず、「土地区画整理法に係る口頭意見陳述」について、御説明します。

スライド左側の「事業計画決定までの流れ」を御覧ください。まず県又は市町は、事業計画案を作成します。作成した後、この計画案の縦覧を行ったところ、利害関係者から意見書が提出された場合、都市計画審議会において、この意見書の審査をお願いしている状況です。

隣の根拠法令を御覧ください。土地区画整理法第55条第5項では、前項の規定による意見書の内容審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する、というのがありまして、下の行政不服審査法第25条第1項を御覧ください。審査請求の審議は書面による。ただし審査請求人又は参加人の申立てがあるときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない、と定められています。ここでいう審査庁は、都市計画審議会です。

口頭意見陳述の申立てがあった場合、「現行の取扱い」にありますように、これまでは口頭意見陳述について、都市計画審議会条例や運営規程について、特段の定めを行っていませんでした。このため、具体的な意見書の審査は、次回以降の審議会に持ち越されることとなることから、審議会への付議が2回必要となり、意見書の審査に時間を要していました。

これを、「見直し後」にあるように、今回、土地区画整理法に係る口頭意見陳述の取扱いを、会長一任と定めることにより、審議会への付議が1回で済み、意見書の審議の迅速化、事業の円滑化等につながるものと考えております。

この改正に関する議案をスライドにお示ししています。このように、先ほど申したことにつきまして、会長一任とする取り決めに今回作らせていただくことにより、事業の円滑化に繋がっていきたいと考えております。

なお、この取扱いは、議決された日の翌日からの施行を予定しております。

以上で、「都市計画審議会における土地区画整理法に係る口頭意見陳述の迅速化について」の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。今、御説明がありましたように、これまでは特段の定めがなかったことに伴って、1回この審議会で、次にどのような形でやるかということを経理に一任することを承認いただいた上で、意見書の採択、不採択の議決をする必要があったということで、2回かかったということですね。それが1回で済むように、新しく取扱いを作ろうということが、この提案の趣旨だと思います。

では今の御説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。内容その他について、御不明な点などありませんでしょうか。

(質問・意見なし)

○会長 特にございませぬようですので、第4号議案につきましては、原案どおりと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 御異議ありませんので、第4号議案は原案通りといたします。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

○司会 ありがとうございます。

次回の審議会は、7月頃を予定しております。議案や日程等を調整次第、御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会10:50